

■ 新たに公的年金から引き落とされるかたの徴収方法（平成21年度以降）

初年度（初めて引き落としされる年度。21年度は対象者すべてがこの方法です）

初 年 度					
徴収方法	納付書で納める【普通徴収】		年金から引き落とし【特別徴収(本徴収)】		
月	6 月	8 月	10 月	12 月	2 月
徴 収 額	年税額の 4 分の 1	年税額の 4 分の 1	年税額の 6 分の 1	年税額の 6 分の 1	年税額の 6 分の 1
例〔収入が公的年金のみで平成21年度の年税額(均等割と所得割の合計額)が6万円の場合〕					
税 額	1 万 5 千 円	1 万 5 千 円	1 万 円	1 万 円	1 万 円

- ◎年度の前半 年税額の4分の1ずつを、普通徴収の第1期・第2期の納付期限までに、納付書または口座振替で納付していただきます。
- ◎年度の後半 年税額の6分の1ずつを、10月・12月・2月に年金から引き落とします(本徴収)。

■ 前年度に引き続き公的年金から引き落としされるかたの徴収方法（平成22年度以降）

2 年目以降（前年度から継続して引き落としされる年度）

2 年 目 以 降						
徴収方法	年金から引き落とし【特別徴収(仮徴収)】			年金から引き落とし【特別徴収(本徴収)】		
月	4 月	6 月	8 月	10 月	12 月	2 月
徴 収 額	前年度 2 月と同じ額を徴収			年税額の残りを 3 分の 1 ずつ		
例〔収入が公的年金のみで年税額が4万5千円、前年度 2 月の引き落とし額 1 万円の場合〕						
税 額	1 万円	1 万円	1 万円	5 千円	5 千円	5 千円

- ◎年度の前半 前年度2月と同じ額を、4月・6月・8月に年金から引き落とします(仮徴収)。
- ◎年度の後半 確定した年税額から年度の前半で引き落としした分を差し引き、残りを3回に分けて10月・12月・2月に引き落とします(本徴収)。

■ 寄附金控除のモデルケース

大館市に寄附をしたAさんの場合

☆家族構成 本人(給与所得者) 妻、子供2人(被扶養者)

平成19年中		
給与収入	寄 附 金	所得税の軽減額
500万円	1万円の場合	300円 軽減
	3万円の場合	1,300円 軽減
給与所得	5万円の場合	2,300円 軽減
346万円	10万円の場合	4,800円 軽減



平成20年中		
給与収入	寄 附 金	所得税と市県民税からの合計軽減額
500万円	1万円の場合	5,000円 軽減
	3万円の場合	17,400円 軽減
給与所得	5万円の場合	20,400円 軽減
346万円	10万円の場合	27,900円 軽減

変更点
2 平成20年1月1日以降の寄附金の税制が変わりました

○県・市への寄附金(ふるさと納税)
5千円を超える分は、市・県民税所得割額のおおむね1割を上限に、所得税と合わせて全額が控除されます。

○都道府県・市町村が条例で指定した団体などへの寄附金
都道府県・市町村が条例で定める団体などに寄附したときは、市・県民税の寄附金税額控除の対象になります。

5千円を超える分は、市民税6%、県民税4%が税額控除で控除されます。

なお、住所のある都道府県共同募金会や日本赤十字支部への寄附金は、これまでどおり全国の都道府県・市町村で寄附金控除の対象となります。

用語解説



市・県民税
前年中の所得金額に基づき納めていただく地方税で、均等割と所得割との合計額で計算します。住民税とも言います。

※就職した年は、前年に所得が無ければ市・県民税は課税されませんが、退職した年は、現時点で所得が無くなった場合でも、前年の所得金額に基づいて市・県民税が課税されます。

均等割

行政施策に要する費用の一部を、広く均等に市民のかたに負担していただく趣旨で設けられているもので、前年中の所得金額が一定以上のかたに負担していただく税金です。

所得割

前年の所得金額に基づいて算出する税金です。所得税を基準に所得金額を求めますが、控除額は所得税と異なっています。

普通徴収

市・県民税を6月、8月、10月、翌年1月の年4回、納付書または口座振替で納付する方法です。

特別徴収

給与所得者や年金受給者が対象です。給与所得者の場合、事業所が市・県民税を毎月の給料から引き落としとして市に納付する方法です。6月から翌年5月までの12回で全額納付します。年金受給者の場合は、今年は6月と8月は普通徴収で納付していただき、10月・12月・翌年2月は年金から引き落とされます。